

# 資料1

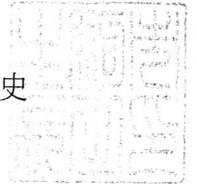
生 人 第 1 2 2 号

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

生駒市人権施策審議会

会長 丹羽 徹 様

生駒市長 小 紫 雅 史



生駒市人権施策に関する基本計画の見直しについて（諮問）

生駒市人権施策に関する基本計画の見直しについて、生駒市人権擁護に関する条例第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



## 諮問趣旨

近年、児童虐待やいじめ等の子ども、女性や高齢者、障害者などに関わるさまざまな人権課題が存在し、また、社会の変化等に伴い、DV、スマホ等におけるインターネットによるいじめ、非正規雇用の増加、性的マイノリティ、犯罪被害者などの新たな課題も発生しています。

このような状況の中、人権は市民一人ひとりの豊かな人権感覚や人権意識の高揚を図り、基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、市民、関係機関や団体、ボランティア、NPOなどの方々と連携、協働しながら、「多様性を認め合い個人が尊重される共生社会の実現」と、「豊かな人権文化の創造」を人権尊重のまちづくりの目標として取り組んでいるところであります。

本市においては、平成17年12月に「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定し、人権施策の推進にあたっての基本方向を示すとともに、個別の人権課題の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的にさまざまな人権課題の解決に向けた取り組みを進めてきたところです。

このような中、人権施策に関する基本計画も本年度で策定後12年目を迎え、これまでの評価と検証を行い、基本計画の見直しが必要となっています。

つきましては、生駒市人権施策審議会に対し、見直しが必要な場合は、下記検討期間内に「生駒市人権に関する基本計画」の見直し（案）について、答申を賜りたく、諮問いたします。

## 記

検討期間 平成30年10月7日まで